

今年もすでに半年がたとうとしています。早いですね！！  
6月は、市より住民税についての書類が、皆様のお手元に届いている頃と思います。  
ということで...今回は、**個人住民税** についてお送りいたします。  
是非、従業員の皆様にも読んで頂きたいです



## 個人住民税とは？

個人住民税とは、日常生活に密接に結びついた多くの行政サービスを行うための費用を、みなさんの収入に応じて負担していただく税金です。  
道府県民税と市町村民税とをあわせて住民税と呼んでいます。

## どんな仕組み？

前年中に一定以上の所得がある人に課税され、毎年1月1日現在にお住まいの市町村に  
県民税と市町村民税を合わせたものを納付をするようになります。計算の基本となる課税所得を出すためには、  
3月15日までに、前年中の収入等を市町村に申告しなければなりません。  
皆様の中に「私、市町村に申告なんてしてない・・・」と思われる方がいらっしやと思います。  
心配ご無用です！！  
給与所得のみの方は、年末調整が終わると、会社より「源泉徴収票」を受け取るとします。  
その時、全く同じ内容のもの、お住まいの市町村へ提出し、市町村は提出された給与支払報告書をもとに、  
住民税の計算をします。  
また、確定申告をされた方も、確定申告書類の一部が住民税の申告書となっていますので、  
それが市町村に提出され課税されることとなります。

住民税は、所得税とは違い、前年の所得金額に対して当該年度に課税されます。  
ですから、これから皆様を支払われる住民税は、21年の所得に対するものになります。

## 税額の計算方法は？



個人住民税は、一律に負担していただく「**均等割**」と、  
所得に応じて負担していただく「**所得割**」があります。

所得割額の計算方法は、  
 $(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率}(\text{市民税}6\% + \text{県民税}4\%) - \text{税額控除額}$  です。  
均等割額は、一律4,500円(市民税3,000円 県民税1,500円)となっています。  
均等割・所得割共に、非課税の範囲が設けられています。以下の表の通りです。

扶養人数	均等割		所得割	
	合計所得金額	【参考】給与収入のみを有する場合に非課税となる限度の収入金額	合計所得金額	【参考】給与収入のみを有する場合に非課税となる限度の収入金額
0人	350,000円	1,000,000円	350,000円	1,000,000円
1人	910,000円	1,560,000円	1,020,000円	1,703,999円
2人	1,260,000円	2,059,999円	1,370,000円	2,215,999円
3人	1,610,000円	2,559,999円	1,720,000円	2,715,999円
4人	1,960,000円	3,059,999円	2,070,000円	3,215,999円
5人以上	1人増すごとに 350,000円加算	扶養人数により異なる	1人増すごとに 350,000円加算	扶養人数により異なる

生活保護法の規定による生活扶助を受けている人や、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫で、前年中の  
合計所得金額が125万円以下の方は、均等割・所得割とも非課税になります。  
所得税と住民税では取り扱いが違いますので、給与収入が1,030,000円以下で所得税がかからない場合でも、  
給与収入が、1,000,000円を超え基礎控除以外の所得控除が無い場合は、住民税がかかってきますので  
ご注意ください。

## 納税方法は？

納税の方法には2つの方法があり、普通徴収と、特別徴収です。  
普通徴収とは、市から届けられる納付書で、年4回(6月、8月、10月と翌年の1月)に分けて納める  
方法です。  
特別徴収とは、勤務している会社や公的年金の支払者が、通知により、給与または年金から天引きし  
た上で、納税義務者にかわって納める方法です。

例えば、年間の住民税が100,000円の場合・・・

普通徴収  
 $100,000 \div 4 \text{回} = 25,000 \text{円}$  (6・8・10・1月の月末までに納付します。)

特別徴収  
 $100,000 \div 12 \text{ヶ月} = 8,300 \text{円}$  (6月は8,700円で、7月～翌5月は8,300円/月。6月分給与より天引きされます。)  
皆様は、どのような方法で住民税を納付されているのでしょうか？

去年にくらべて住民税の額に大きく違いがある時は、前年よりお給料が上がったり、扶養の数が減つたり  
増えたり...と、それなりの理由があります。  
ご自分が払われている税金について、今一度確認してみたいはいかがでしょうか？

## ＜今月の一冊＞



勇気をくれた このひとこと

(株)ディスカヴァー・トゥエンティワン

この本はシリーズで、いままで出版されています。

《迷いや孤独を感じたとき、あなたを励まし、  
生きる勇気を与えてくれた、そんな言葉を教えてください。》  
そんな呼びかけに読者の皆さんから寄せられた言葉が掲載されています。  
1ページにひとつからふたつ。ぼつり・・・と、つぶやかれた言葉が鏤められています。  
そのときの様子が添書きされているものもあり、思わずじ～んときます。  
五月病ではありませんが、何となく心が疲れたときに読んでみては  
いかがでしょうか？ 岡本

読んでみました!!

たくさんの良い言葉がのっていて、岡本の言う通り...じ～んときました。  
言葉には凄いやつがありますね  
その中から、数点を紹介させていただきます!!

「あきらめが肝心」  
なんて言ったら、  
欲しいものは  
手に入らないよ。

夢は見るもの  
じゃない。  
かなえるもの。

自分の持っている  
力の中で、  
一番のものを、  
もっと伸ばせば  
いいと思う。



## 《将軍の日》

毎月開催中の**利益計画書作成セミナー：「将軍の日」**  
今月の開催日は**6月17日(木)**です。  
昨年将軍の日に来られたお客様で、  
今年も将軍の日にお越し頂いている方もおられます。  
まだ将軍の日にお越し頂いていないお客様、  
一度将軍の日に参加してみませんか？



開催日	対象者	申込期限
6月17日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月11日(金)
7月15日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月9日(金)
8月19日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月10日(火)

## 6月のスケジュール



日	曜日	
10	木	*源泉所得税・特別徴収住民税(5月分) 納付期限
17	木	*利益計画書作成セミナー：将軍の日
30	水	*4月決算法人の確定申告・納付期限 *10月決算法人の中間申告・納付期限 *5月分の社会保険料の納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の7・1月決算法人)